

第 1 4 期第 2 1 回

札幌市農業委員会総会議事録

日 時：令和 7 年 3 月 25 日（火）午後 2 時

場 所：札幌市役所本庁舎 18 階 第 2 常任委員会会議室

第14期第21回 札幌市農業委員会総会 出席者名簿

議 席	氏 名	出 欠
1	生 野 隆 雄	出 席
2	山 本 和 夫	出 席
3	藤 井 徹	出 席
4	大 西 智 樹	出 席
6	上 山 雅 彦	出 席
7	千 葉 悦 子	出 席
8	氏 家 正 喜	出 席
9	平 佐 雅 勝	出 席
10	橋 場 和 実	出 席
11	吉 田 長 幸	出 席
農地利用最適化 推進委員	中 田 浩 二	議案第2号の調査 員として出席

事務局	事務局長 石橋 英二	
	次 長 佐々木 久美	
	振興係長 伊藤 哲也	
	農地係長 宮崎 伸一	

総会に係る付議議案等

区 分	議 題	備 考
議案第1号	「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について	
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	
議案第5号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	
議案第6号	札幌市農業委員会事務局規程の一部改正について	
議案第7号	地域計画の策定又は変更時の意見聴取に対する意見の提出に係る事務局長専決の基準の制定について	
報告第1号	農地所有適格法人報告書等の提出について	
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	
報告第3号	現況証明について(事務局長専決)	
報告第4号	地目変更登記に係る登記官からの照会について(事務局長専決)	

第 14 期第 21 回農業委員会総会 議事録

令和 7 年 3 月 25 日（火）

発 言 者	議 事 内 容
議 長	これより第14期札幌市農業委員会第21回総会を開会いたします。 本日の出席状況でございますが、欠席の委員はおりません。委員総数10名中、出席者10名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします。 続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号3番の藤井委員と議席番号4番の大西委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日は、議案7件、報告4件となっております。 それでは、これより議事に入ります。 なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。 はじめに、議案第1号「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振 興 係 長	それではご説明いたします。 この最適化活動の目標の設定等については、令和4年度から法律に位置付けられ、農業委員会では、毎年度、3月末までに翌年度の目標を設定しなければならないとされています。 資料1－1をご覧ください。まず、1ページ目のⅠの農業委員会の状況については、「農林業センサス」等に基づいて、直近の数字をもとに4月1日現在の状況として記載しています。 次に、2ページ目をご覧ください。Ⅱの1の最適化活動の成果目標のうち、まず、(1)農地の集積については、①の現状は、本市の農地面積2,490haのうち、これまでの担い手への集積面積が851.29haであり、集積率は34.2%となっております。 続いて、②の目標については、通知に基づき本市では、北海道の集積目標を使用することとなりますので、令和15年度末までに集積率95%を達成することが目標となります。これを達成するためには、9年間で①の現状の集積率34.2%を95%まで引き上げることになり、60.8ポイントアップする必要があります。これは、1年間にすると約6.8ポイントアップすることから、②の目標のE欄の7年度末の集積率の目標は、現状の34.2%に6.8ポイントを足した41.0%となります。 また、この集積率を達成するために必要な集積面積は170haとなり、D欄の7年度末の累計の集積面積は、これまでの集積面積851.29haに170haを足した1,021haとなります。 次に、(2)遊休農地の解消については、①の現状は、本市の遊休農地面

発 言 者	議 事 内 容
振 興 係 長	積が55.71haであり、その内訳は、草刈り等により耕作可能な農地である緑区分がなく、すべて基盤整備等が必要な農地である黄区分であるため、②の目標は、アのbの黄区分の遊休農地の解消のための工程表を作成することとしています。 次に、3ページ目の(3)新規参入の促進については、①の現状は、令和4年度から令和6年度までの3年間の新規参入経営体数と面積を記載しております。続いて、②の目標は、新規参入者へ貸付等を行うことについて、農地所有者の同意を得た農地を公表することとされており、その面積は過去3年間の権利移動面積の年平均142.42haの1割以上とされていることから、令和7年度の目標を14.24haとしています。また、これらの成果目標については、農業委員会の目標に併せて推進委員の担当区域ごとにも設定することになっており、その目標は、資料1-2のとおりです。 次に、資料1-1の3ページ目に戻っていただき、2の最適化活動の活動目標についてですが、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、本市の積雪寒冷地としての特性を考慮して、1人当たりの活動日数を月6日としています。この日数については令和6年度と同様です。 次に、(2)の活動強化月間の設定目標については、3カ月以上設定することとされているため、取組項目は、9月は農地の集積、10月は遊休農地の解消、3月は新規参入の促進としております。 最後に、(3)の新規参入相談会への参加目標については、新規参入相談会に推進委員が1名以上参加することとされており、農業公社と北海道農政部の主催で本市の農業支援センターが札幌市としてブースを出している北海道新規就農フェアへの参加を予定しています。 なお、令和6年度の最適化活動につきましては、1年間の最適化活動の実施状況を事務局で集計し、5月の総会において点検・評価を行う予定となっております。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
藤 井 委 員	はい。
議 長	どうぞ。
藤 井 委 員	教えてほしいのですが、Iの2の表で基本構想水準到達者とはどういう基準ですか。 次に、総農家数等は農林業センサスの数字とのことですが、何年の農林業センサスに基づいた数字でしょうか。また、農業構造動態調査のデータはどこに載っているのでしょうか。

発 言 者	議 事 内 容
藤 井 委 員	最後に、Ⅱの２の（３）新規参入相談会への参加目標について、北海道新規就農フェアへの参加とありますが、どのような取組みをしているのか。私は色々なフェアに参加していますが、札幌市の取組みがどうも見えてこないです。
振 興 係 長	１点目の基本構想水準到達者についてですが、農水省が定めている担い手として位置付けられている者の区分でございます。 ２点目の農林業センサスについては、2020年の数字でございます。こちらは５年ごとに作成されますので、現在は、2025年版が調査、集計中でございます。 ３点目の新規就農フェアについては、北海道農業公社と北海道が主催しておりまして、各市町村にブースの出店依頼があり、札幌市は農業支援センターがブースを出しております。その中で、農業委員会は協力する立場として推進委員２名が相談員として参加しています。札幌市のブースは、農業支援センターの職員が運営しておりますので、相談件数や就農に結びついた等の詳細は把握しておりません。
藤 井 委 員	他の市町村では、ＪＡも一緒に参加しているところがあるし、推進委員も忙しい中参加しているのだから、ただやっているだけで終わるのはいけないと思う。これが、どれだけ新規就農に結びついているのか、ブースの来場者数を教えてほしい。
振 興 係 長	運営方法や来場者数等のデータにつきましては、農業支援センターの所管になっておりますので、確認して、お示ししたいと思います。
藤 井 委 員	よろしくお願いいたします。
議 長	その他、ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第１号につきましては原案どおり決定いたします。 続きまして、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振 興 係 長	２ページの申請番号60-309番につきましては、地区担当の中田推進委員からご説明いたします。
中 田 委 員	推進委員の中田です。それではご説明いたします。 ２ページの申請番号 60-309 番につきましては、所有権移転でございます。譲受人はダイコン等を生産する予定の個人でございます。 場所でございますが、資料２－１の位置図をご覧ください。昨年 11 月 22 日に私と事務局職員が現地を確認しております。 要件につきましては、資料２－２の調査書をご覧ください。申請内容の

発 言 者	議 事 内 容
中 田 委 員	審査と現地調査の結果、該当する場合には許可できないとされている、農地法第3条第2項の各号には該当していないため、同法第3条の許可要件のすべてを満たしていると考えられます。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第2号につきましては原案どおり決定いたします。 ここで、中田推進委員は退席されます。 (中田委員 退席) 続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
農 地 係 長	それではご説明いたします。 3ページの申請番号31-401番につきましては、市街化調整区域内の農地に農業用施設を整備するため、農地を転用したいというものです。 場所でございますが、資料3-1の位置図をご覧ください。申請地は、農用地区域内農地ではなく、市中心部より北東へ約7kmの市街化調整区域に位置し、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、高性能農業機械による営農に適するものと認められるため、甲種農地に該当すると判断されます。 現在は収穫物や農機具を野ざらしで保管している状況にあり、収穫物や農機具が傷んでしまったり盗難の危険性もあることから、農業経営に必要な農業用施設を整備するというものです。 次に資料3-2をご覧ください。土地の利用計画は、農業用倉庫が1,393.7㎡、通路が3,178.9㎡で、転用面積は4,572.6㎡となっております。 本申請は農業用施設用地への転用で、その他の許可基準に照らしても許可相当と判断されますので、北海道農業会議に意見聴取を行ったうえ、別紙「意見書」(案)のとおり、北海道知事あてに進達してよろしいか、ご審議願います。
農 地 係 長	説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
平 佐 委 員	はい。
議 長	どうぞ。
平 佐 委 員	そばを作っているとのことですが、耕作面積はどのくらいでしょうか。

発 言 者	議 事 内 容
農 地 係 長	申請地の筆の面積は 45,000 m ² ほどで、ほぼすべての面積で耕作されております。
平 佐 委 員	この申請者のことはあまり聞いたことがなかったので、いきなりここまで大きい倉庫が必要なのかなと思いました。大きすぎるのではないかと。倉庫内の配置図を見ても、農業用機械のスペースは一部だけで、大きいトラックが通っているので、今後、農業が上手くいきませんってなった時に、ただのトラック倉庫になってしまうのではないかと懸念していますが、どうでしょうか。
農 地 係 長	倉庫に保管するそばは、夏と秋の 2 回収穫があると聞いております。また、そばの枯草ロールやもみ殻が大量に発生するということで、それらを保管すると聞いております。
平 佐 委 員	耕作面積に対して、大きすぎるのではないかと思います。
議 長	将来的に別の用途にならないか心配ということですね。 その点はいかがでしょう。
農 地 係 長	ロールが 533 ロールでかなりの数があるとのこと。
氏 家 委 員	そのロールの行き先ですとか、これまではどのように処分していたのでしょうか。
藤 井 委 員	そばのロールというのは肥料にもならないので、再利用できないと思いますよ。牧草や麦稈はありますが。 それと関連して、農業用倉庫の定義が分からないのですが。農業用倉庫として建てたものが、排水問題で周辺に迷惑がかかるなどの問題もありますし、違反倉庫もたくさんあると思います。農業委員会として、転用後の見回りなどはどのように行っているのでしょうか。 また、倉庫の何割をどのように使う等の取り決めがあるのかどうか。夏の間に空きスペースに一時的に物を置くことは認めるとか。 計画的に倉庫を建てて、営利を目的としたことに使われていることがほとんどですよ。農家からすれば、農業だけで食べていけないからだ。もっと札幌市が農業で食べていけるようにしないと。 倉庫が建ってから現地を見に行っているのかどうか。誰が見に行って審査しているのか。建てた者勝ちにならないように。こんなに大きな面積は相当なものですよ。牧草ロールだったら 1 万個くらい入りますよ。面積だと 300ha 分くらい入ると思います。
農 地 係 長	倉庫が完成した暁には、現地調査を行っています。
藤 井 委 員	いずれにしても、申請者がどれだけの売上有るのかも分からないですし、これだけだと判断するための情報が少ないですね。
平 佐 委 員	せめて昨年度の実績でどのくらい作ったのかは分かりますか。

発 言 者	議 事 内 容
農 地 係 長	昨年の収穫量につきましては、そばが 32,800kg（約 33 トン）、もみ殻が 13,940kg（約 14 トン）、枯草が 533 ロールとなっております。
藤 井 委 員	面積にしたらなんぼもないんじゃないですか。
農 地 係 長	面積は約 45,000 m²です。
藤 井 委 員	それは何に基づいたデータなんですか。
農 地 係 長	申請者からの申告の数字でございます。
藤 井 委 員	それだと何を基準にしているのかつかめないんじゃないですか。その実態と補完する根拠があいまいじゃないですか。
事務局次長	許可権者が北海道知事になりますので、北海道に書類を送った際にもし、不足するものがあれば、こういったものを出してくださいと連絡がきて、必要なものを提出する流れになっております。
藤 井 委 員	でも、最終的には札幌市でしょ。
事務局次長	北海道知事です。
藤 井 委 員	北海道知事が許可するんでしょうけど、札幌市から書類を提出するにあたって、実態をきちんと把握していなければいけないんじゃないですか。 例えば、そばをこれだけ作っているとか、遡って何を作っていたとか。そういうデータがないと説得力がないのではないのでしょうか。
事 務 局 長	申請者から、そばの販売証明ですとかそういったものがあれば提出を依頼してということですね。
氏 家 委 員	もみ殻だとかをどのように処分していたとかが分からないと、実態として本当に必要なものかどうか判断しかねます。
事 務 局 長	申告の数字が実態と照らしてどうなのか疑義があるということですね。
議 長	この許可申請については、皆様から様々な意見が出ましたので、表決は保留し、事務局で判断の根拠となる情報を整理していただくということによろしいでしょうか。
	（異議なし）
議 長	異議がありませんので、議案第 3 号の表決は保留といたします。 続きまして、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
農 地 係 長	それではご説明いたします。 4 ページの申請番号 31-504 番につきましては、市街化調整区域内の農地を駐車場・資材置場にするため、農地を転用したいというものです。 場所でございますが、資料 4－1 の位置図をご覧ください。申請地は、農用地区域内農地ではなく、市中心部より東北東へ約 8 km の市街化調整区域に位置する 10ha 未満の小集団の農地であり、過去に農業公共投資の対象

発 言 者	議 事 内 容
農 地 係 長	となった経緯はありません。また、市街地の区域内または、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地には当たらず、それらの区域になることが見込まれないほか、近傍の標準的な農地を超える生産性を上げることができるとは認められないことから、農地区分は第2種農地に該当すると判断されます。 譲受人は車両・農機具の輸出・輸入業及び牧草ロールの運搬を行っており、車両等の取扱量の増加に伴い駐車場・資材置場を必要としておりました。申請地につきましては、事業に必要な面積・形状を確保できる土地を選定したもので、他に適地はありませんでした。 次に資料4－2をご覧ください。土地の利用計画は、駐車場が3,770㎡、資料置場が5,450㎡、緑地が5,467㎡、車路が2,400㎡で、転用面積は17,087㎡となっております。 本件は、第19回総会で報告いたしました違反転用事案に係る許可申請であり、この度、申請者から、事後にはなりますが許可を受けることをもって是正を図りたいとして申請書が提出されたものでございます。 これに関しまして、申請者からは手続きを失念していたとして反省の弁と今後の農地法の遵守が述べられており、許可権者である北海道とも対応を協議しましたが、転用の内容としましても、その面積も適正であり、許可基準からみて事前に手続きを経ていれば許可を受けることができた事案であると考えられますので、許可することをもって違反の是正を図らせることが適当と考えられます。 つきましては、北海道農業会議に意見聴取を行ったうえ、別紙「意見書」(案)のとおり、北海道知事あてに進達してよろしいか、ご審議願います。説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
平 佐 委 員	はい。
議 長	どうぞ
平 佐 委 員	これは、事前に許可申請がなされていれば、何の問題もなく許可が下りてたであろう事案と言う解釈でよろしいですか。
農 地 係 長	はい。
平 佐 委 員	分かりました。
議 長	その他、ご質問、ご意見はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第4号につきましては原案どおり決定いたします。

発 言 者	議 事 内 容
議 長	続きまして、議案第 5 号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定」について上程いたしますが、6 ページの申請番号20-651番から11ページの申請番号20-660番につきましては、藤井委員に関することでございますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、自己又は同居の親族等に関する議事に参加することができませんので、恐れ入りますが、藤井委員は一旦退室をお願いいたします。 (藤井委員 退室) それでは、事務局から説明をお願いいたします。
振 興 係 長	それではご説明いたします。 6 ページの申請番号20-651番から11ページの申請番号20-660番につきましては、同一の借主による期間満了に伴う再設定でございます。借主は小麦等を生産する農地所有適格法人で、貸借期間は申請番号20-651番、20-655番及び20-657番が 3 年間、20-652番から20-654番、20-656番、20-658番及び20-659番が10年間、20-660番が 4 年間でございます。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 5 号申請番号 20-651 番から 20-660 番につきましては原案どおり決定いたします。 ここで、藤井委員の議事復帰をお願いいたします。 (藤井委員 入室) また、上山委員につきましては、所用によりここで退席されます。 (上山委員 退席) 1 名退席されましたが、現在の出席者は 9 名で過半数に達しておりますので、引き続き総会が成立しております。 続きまして、15ページの申請番号75-609番につきましては、平佐委員に関することでございますので、平佐委員は一旦退室をお願いいたします。 (平佐委員 退室) それでは、事務局から説明をお願いいたします。
振 興 係 長	それではご説明いたします。 15ページの申請番号75-609番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はかぼちゃ等を生産する農家で、貸借期間は 3 年間でございます。 説明は以上でございます。

発 言 者	議 事 内 容
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第5号申請番号75-609番につきましては原案どおり決定いたします。 ここで、平佐委員の議事復帰をお願いいたします。 (平佐委員 入室) 続きまして、議案第5号のその他の議案について、事務局から説明をお願いいたします。
振 興 係 長	それではご説明いたします。 5ページの申請番号20-648番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はタマネギを生産する農家で、貸借期間は3年間です。 続きまして、申請番号20-649番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はレタス等を生産する農家で、貸借期間は2年間です。 続きまして、20-650番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主は牧草を生産する農家で、貸借期間は6年間です。 次に、11ページの申請番号20-661番から12ページの申請番号20-663番及び12ページの申請番号30-653番から14ページの申請番号30-658番につきましては、同一の借主による期間満了に伴う再設定でございます。借主は牧草を生産する農家で、貸借期間は、申請番号20-661番から20-663番及び30-657番が3年間、30-653番から30-656番が5年間、30-658番が6年間でございます。 ページが戻りまして、12ページの申請番号30-652番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はブルーベリーを生産する農地所有適格法人で、貸借期間は22年間でございます。 次に、14ページの申請番号30-659番及び30-660番につきましては、同一の借主による期間満了に伴う再設定でございます。借主はタマネギを生産する農家で、貸借期間は申請番号30-659番が3年間、30-660番が6年間でございます。 続きまして、申請番号60-609番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はミニトマト等を生産する農地所有適格法人で、貸借期間は3年間でございます。 次に、15ページの申請番号75-610番及び75-611番につきましては、同一の借主による期間満了に伴う再設定でございます。借主はスイカ等を生産する農家で、貸借期間は5年間です。 続きまして、申請番号75-612番につきましては、期間満了に伴う再設定

発 言 者	議 事 内 容
振 興 係 長	でございます。借主はカボチャを生産する農家で、貸借期間は5年間です。 なお、すべての申請について、事務局職員が現地を確認しております。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第5号につきましては原案どおり決定いたします。 続きまして、議案第6号「札幌市農業委員会事務局規程の一部改正」について及び議案第7号「地域計画の策定又は変更時の意見聴取に対する意見の提出に係る事務局長専決の基準の制定」について一括して上程いたします。 事務局から説明をお願いいたします。
振 興 係 長	それではご説明いたします。 まず16ページの議案第6号につきましては、地域計画実施に伴い、これに対応するため農業委員会事務局規程の整備を行うものです。 資料5－1の新旧対照表をご覧ください。事務局規程の第7条は、事務局長が専決できる事務について記載しているものです。 地域計画の策定や変更に先立ち、農業委員会は市長の要請に基づき、目標地図の素案を作成し市長に提出します。市長はそれを受けて作成した地域計画の案について委員会の意見を聴取することになっていますが、農業委員会が作成した素案どおりに目標地図が作成されている場合には、農業委員会の意見聴取への回答は形式的な確認であることから、農業委員会の事務局長等による専決処理とすることができることが農業経営基盤強化促進法の基本要綱により国から示されていることから、第7条第1項第3号にそのことを新たに加えたものです。 それに伴い、現行の第3号から第7号までの号数を繰り下げ、第4号から第8号としています。 また、4月から、今までの農用地利用集積計画の取扱いが廃止され、農地法も改正されたため、現行の第3号から農地法第18条第1項第5号の解除条件付き賃貸借の解除の届出の処理に関するものを削除しています。 資料5－2は改正後の事務局規程の全文となります。その最後に附則を付け、制度変更前に農用地利用集積計画により設定した利用権の解除の届出については、今後も事務局長が専決できることとしています。 最後に資料5－1の新旧対照表にお戻りいただきまして、第7条第4項は、事務局長が専決を行った事務のうち総会に報告するものに、先ほどの

発 言 者	議 事 内 容
振 興 係 長	第1項第3号の事務を加え、文言を整理しております。 改正点は以上でございます。 続きまして、今の議案に関連して、17ページの議案第7号について、資料6をご覧ください。 地域計画の案について意見を聴取された場合に、こういった条件であれば事務局長の専決とするか、具体的な基準が必要となりますので、その基準を定めたものです。 内容としましては、地域計画変更マニュアルを踏まえて、委員会が提出した目標地図の素案どおりに目標地図が作成されていることのほか、地域計画の計画本体が地域の協議の結果や目標地図の素案を踏まえた内容になっており、その他特に総会に付議すべき重要な変更がないことを条件としております。 この基準に当てはまる場合に先ほどの事務局規程第7条第1項第3号により事務局長が専決できることとするものです。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第6号及び議案第7号につきましては原案どおり決定いたします。 以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。 続いて報告事項に移ります。報告第1号から第4号について事務局から説明をお願いいたします。
振 興 係 長	それではご説明いたします。 18ページの報告第1号「農地所有適格法人報告書等の提出」について、今回は6社の農地所有適格法人及び1社の農地所有適格法人以外の法人から報告書の提出がございました。 農地所有適格法人につきましては資料7－1から7－6をご覧ください。いずれも、報告書を審査した結果、農地法第2条第3項各号に定める4つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしていると認められます。 次に、農地所有適格法人以外の法人につきましては、資料8をご覧ください。報告書を審査した結果、農地法第3条第3項に定める2つの要件である「地域の農業者との適切な役割分担」及び「業務執行役員のうち1名以上の常時従事」を満たしていると認められます。

発 言 者	議 事 内 容
振 興 係 長	次に、19 ページの報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」について、番号 30-347 番は北海道農業公社による農地売買等事業の実施のため合意解約した旨の通知があったものです。
農 地 係 長	続きまして、20ページから21ページまでの報告第 3 号「現況証明」について、北区で 3 件、東区で 5 件、白石区で 1 件、豊平区で 2 件、南区で 3 件、西区で 2 件、合計 1 6 件の申請がありました。 当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。 最後に、22ページの報告第 4 号「地目変更登記に係る登記官からの照会」について、西区で 2 件、手稲区で 1 件の照会があり、当該地を調査した結果、農地以外の土地であると認められましたことから、すべて「非農地」として回答したものです。 報告は以上でございます。
議 長	以上の報告について、何かご質問はございませんか。
	(質問なし)
議 長	なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。 これをもちまして、本日の総会は終了いたします。 次回の総会開催でございますが、令和 7 年 4 月 24 日、木曜日、午後 2 時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。 よろしければ、第22回総会は令和 7 年 4 月 24 日、木曜日、午後 2 時からといたしますので、よろしくお願いいたします。

開始時間 午後 2 時 00 分 終了時間 午後 3 時 00 分